平成２１年（フ）第２２４５５号
東京都板橋区向原２丁目22―17―206
債務者　渡邊　　進
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４７３号
東京都葛飾区西新小岩４丁目27―９
債務者　北見トヨ子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４８２号
東京都杉並区井草４丁目21―６―501
債務者　本川　賢太
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４８５号
東京都江戸川区平井３丁目30―２―902
債務者　堤　　五秀
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２４８６号
東京都北区田端４丁目12―８
債務者　白岩　良正
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５３１号
東京都練馬区中村３丁目９―７―306　第三ＫＵハイム
債務者　大谷　　円
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５３２号
東京都大田区大森西２丁目11―５
債務者　熊坂　忠夫
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５４５号
東京都中野区鷺宮３丁目10―５―205
債務者　望月朝太郎
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５４７号
東京都中野区上高田３丁目23―15―103
債務者　小比類巻強
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５４８号
埼玉県さいたま市西区宝来1501―１―202、住民票上の住所東京都葛飾区南水元３丁目４―１―1115
債務者　川名加代子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５４９号
東京都文京区本郷３―６―15―707、住民票上の住所千葉県市川市北方１丁目８―７
債務者　棚橋　健一
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８７号
京都府京都市南区久世中久町705―１―710
債務者　大石　泰子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８８号
東京都杉並区久我山３丁目25―12―203
債務者　小田　　弓
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５８９号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目261―２―106
債務者　早川　一隆
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５９０号
千葉県木更津市畑沢南１丁目23―18
債務者　宮崎陽一郎
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２５９１号
福島県郡山市安積町荒井字六兵衛田７―13
債務者　武田由美子（旧姓箱崎）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部